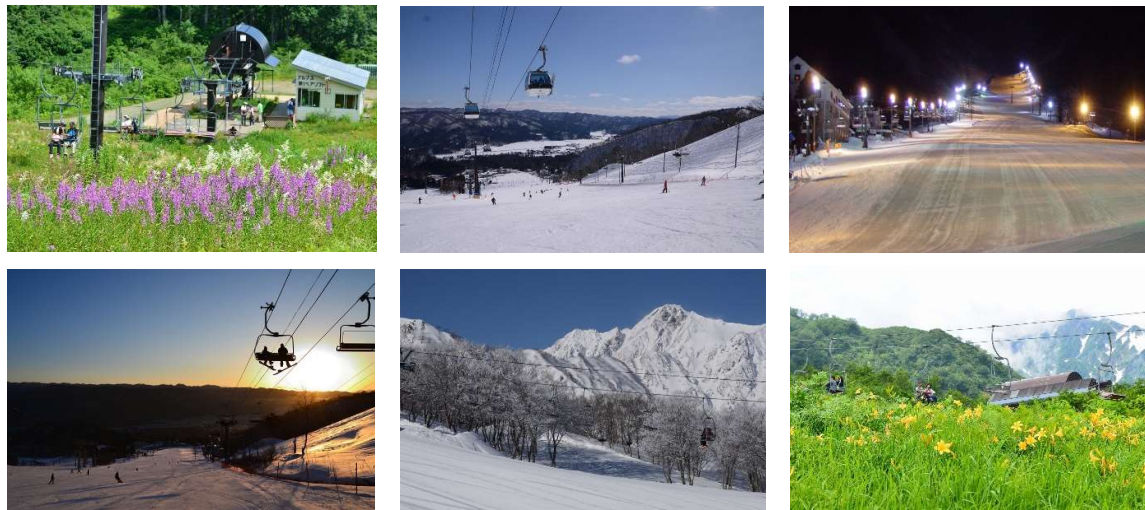


白馬五竜テレキャビン・リフト安全報告書

令和1年12月～令和2年11月



1 ご利用者の皆様へ

日頃より、エイブル白馬五竜スキー場および白馬五竜高山植物園をご利用並びにご理解を賜りまして、誠にありがとうございます。

エイブル白馬五竜では、新型コロナウイルス対策は勿論のこと、お客様が『安心・安全』にウィンタースポーツを楽しんでいただけるよう、滞在中の『心地よさ』『快適さ』をご提供できるよう努めてまいります。

このシーズンは天然雪により12月6日からアルプス平のリフト、ゴンドラの営業運転が開始となり、山麓の初心者ゲレンデも降雪機によって早々にオープンでき、ご来場のお客様には長いシーズンを楽しんでいただくことができたと思っております。

当社、白馬五竜テレキャビン及び各リフトは、開業以来、「安全第一」をモットーに運行しており、本報告書は、鉄道事業法に基づき制定された安全規定第2条第4項により、白馬五竜テレキャビン及びリフトの安全確保に関する取り組みをお客様にご理解いただくために公表するものであります。

当社従業員も基本を忘れず安全管理体制を充実していく所存でございますので、今後とも宜しくお願い致します。

株式会社 五竜 代表取締役社長
伊藤 英喜

2 基本方針

- ・一致団結し輸送の安全確保に努めること。
- ・輸送の安全に関する法令及び関連する規定（本規定を含む。以下、「法令等」という）をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、かつ忠実に職務を遂行すること。
- ・常に輸送の安全に関する状況を理解するように努めること。
- ・職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、その取扱いに疑いがあるときは最も安全と思われる取扱いをすること。
- ・不慮の事故または災害等が発生した時は、「白馬五竜スキー場安全対策要綱」に基づき、人命の救助を優先とし、速やかに行動し安全適切な処置を行うこと。
- ・情報の伝達は、迅速及び正確に伝え、透明性を確保すること。
- ・常に問題意識を持ち、安全確保の向上と研究を行い、必要な改革には積極的に取り組むこと。

3 安全目標（令和1年12月～令和2年11月）

- ・安全第1をモットーに無事故を達成すること。
- ・確実な点検整備を行い、安全運行に努めること。
- ・法令を遵守し、安全輸送の確保に努めること。

4 事故等の発生状況（令和1年12月～令和2年11月）

（1）索道運転事故（索道人身障害事故）

索道運転事故（索道人身障害事故）はありません。

（2）災害（地震や暴風雨、豪雪など）

当スキー場での災害による運行停止はありません。（強風や雷時は、安全確保のため運行の一時休止を行っております。）

（3）インシデント（事故の兆候）

国土交通省へのインシデントの報告はありません。

（4）行政指導等

国土交通省からの行政指導はありません。

5 輸送の安全確保のための取組

（1）従業員教育の実施

- ・索道係員の業務に必要な知識技能を保有させるため、研修に積極的に参加して索道技術の向上や知識の習得に努めています。

令和1年11月	長野県索道事業者協議会主催	索道研修会	2名参加
	フルハーネス特別教育		17名参加
令和2年4月	北陸信越索道協会主催	索道研修会	感染防止の為中止
7月	長野県索道事業者協議会主催	索道研修会	感染防止の為中止
10月	北陸信越運輸局主催	索道技術管理者研修会	3名参加（通信教育）

- ・社内教育にて索道の安全な運転及び設備を確保するため、十分な知識と技能を有し、常にその向上に努めるよう指導しています。

令和2年1月 冬期シーズン前には冬季営業全従業員を対象に全体研修会の開催。

令和2年6月 夏期シーズン前に夏期営業従業員の全体研修会開催。



毎月 各索道主任を対象に、主任会議の開催。

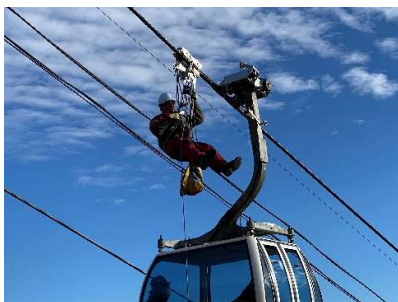
※株式会社五竜は ISO14001（環境 ISO）を取得し、毎月定期的に ISO プロジェクト会議を開催、その日に部課長会議も開催、全部署に結果を報告、周知遵守するようにしている。

(2) 緊急時の対応訓練

救助訓練の実施

・テレキャビン 令和2年6月12日 11月24日

救助訓練・予備エンジン救助訓練。



・特殊索道

令和2年1月23.24.27.28日

救助棒訓練・予備エンジン救助訓練。



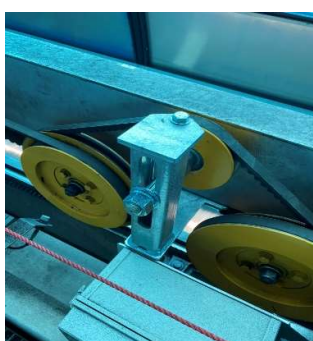
(3) 安全確保のための設備投資及び対策

当社では、安全の維持・向上のため整備や工事等を実施しております。

令和2年度に実施した主な整備・工事等は次のとおりです。

テレキャビン	握索機 22 台メーカー整備工事、支柱金物整備、握索機 OH22 台 山頂受変電設備変圧器更新
アルプス第3ペアリフト	原動設備一式・運転室更新 セーフティバー新規取り付け
スカイ4リフト	鋼索切詰 場内押送プーリー軸交換 搬器間規制クラッチ OH
ゴンドラ・各リフト	場内設備Vベルト・減速機・緊張設備オイル交換・押送タイヤ 不備品交換 全支柱索輪及びビーム等グリスアップ・不備品交換

(修繕費：約1億3000千200万円)



(4) 安全に係る内部監査の実施

当社では、内部監査は ISO14001・安全マネジメント両方を利用し、適切に確立・実施維持され機能していることを確認しています。課題等に関しては速やかに是正・改善処置を行っております。

6 安全管理体制

責任者の役割と権限

社 長

輸送の安全確保に関する最終的な責任を負う。

安全統括管理者

索道事業の輸送の安全確保に関する業務を統括する。

索道営業部 部長・次長

安全統括管理者の下、索道に関する一切の業務を把握し処理し所属係員を指揮監督する。

索道営業部 課長・課長代理（技術管理者）

索道営業部 部・次長の下、索道の運行の管理、索道施設の保守の管理、その他 技術上の事項に関する業務を統括する。

役員による場内巡回 当社役員が定期的に当スキー場を巡視し、スタッフとの意見交換を通じて安全管理状況を確認しています。

7 利用者の皆様の連携とお願い

平成19年より、毎年この安全報告書を公表することが義務付けられ、索道事業の安全確保の取り組みを知って頂き、皆様からのご意見ご要望をお聞きしながら、安全運行に努めて参りたいと思います。

注意事項とお願い

一般財団法人日本鋼索交通協会で制定されましたゲレンデ六法とスキー場利用約款（リンク）を記載させていただきます。

ゲレンデ六法（六つの義務）

- 第1条 滑りをコントロールする義務。（自分にも他人にも暴走は危険です）
- 第2条 前をよく見て滑る義務（下方を滑るスキーヤー・ボーダーが優先です）
- 第3条 他人の滑りを妨げない義務（上から見えない所は危険）
- 第4条 滑り出す時、コースへ出る時の義務（滑っている人を危険な目に合わせない）
- 第5条 他人に危害を与えない義務（スキーやボードには必ず流れ止めをつける）
- 第6条 標識や指示に従う義務（危険を避けるための信号です）
（安全なリフトの利用もあなたの責任です）

全国スキー安全対策協議会

スキー場利用約款（リンク）

[スキー場利用約款 \(hakubaescal.com\)](http://hakubaescal.com)

スキー場でのお客様の行動にも責任が伴います。ルールを守って安全で楽しいスポーツを

〒399-9211

長野県北安曇郡白馬村大字神城 22184-10

株式会社 五竜

TEL0261-75-2101 FAX0261-75-2832

E-mail : info@hakubaescal.com

HP : www.hakubaescal.com